

臨床心理士のための

宗教カルト関連 心理相談ガイド



一般社団法人日本臨床心理士会

宗教カルト関連心理相談ガイドについて

宗教カルト関連では靈感商法や過大な献金問題等による被害者が数多く生まれています。2022年の元首相銃撃事件をきっかけに報道が増え、被害の深刻さに対する認識が深まっています。大学キャンパスでの学生への勧誘にとどまらず、最近では勧誘対象が低年齢化し児童生徒にも及んでいることが懸念されています。家族内では教義に基づく養育が子どもの人権を侵害し、人格形成にも影響を及ぼしかねない問題も起きています。

これまでこうした宗教カルトに関係する相談においては、「家族とのさらなる話し合いを」と言われたり、「宗教に関係することなので受けられない」といった対応をされたことで心理相談自体に落胆したとの声を耳にすることもありました。宗教2世の方々からは、個別の心理カウンセリングが信頼できるものとなるよう、宗教が関係する相談への理解、相談者の苦悩への理解を深めてほしいとの要望もあります。

日本臨床心理士会では宗教2世の方々からのこうした要望や文部科学省関係者からはたらきかけを受け、宗教カルトに関係する心理相談に関するガイドラインを作成するために、宗教カルト関連心理相談検討ワーキングチームを立ち上げ、会員向け冊子を作成しました。この冊子では子どもたちへの相談対応について、より多くを記載していますが、基本的には全ての世代を対象にまとめています。

スクールカウンセラー(SC)はもとより、さまざまな現場の臨床心理士に本冊子を活用いただき、多くの方々のサポートに役立てていただければ幸いです。

目次

1. 宗教カルト関連の模擬相談例	p2
2. 宗教2世が直面する問題	p4
3. 陥りがちな不適切な対応をめぐって	p6
4. 対応の基本的考え方	p7
5. 連携協働のあり方	p9
6. 相談窓口・参考資料	p10

1. 宗教カルト関連の模擬相談例

《児童・生徒から成人まで幅広い年代が直面する問題です》

【8歳男子小学生 ～教員との話より】

他の男子たちからいじめを受けている様子が見られたため、教員が話を聞いたところ、流行りのアニメやオンラインゲームを知らないのだからかわれた。両親から、そういう遊びはやってはいけない、それは教えに反すると言われている、と語った。経済的に苦しい家庭とは思えず、しつけに厳しいかもしれない、と思われた。何度か話を聞いているうちに、毎週日曜日は朝から集会にでかけていて、お祈りもしないといけない、でもそこに行けば、置いてあるマンガを見ることができる、と喜んでいて。

【14歳女子中学生 ～養護教諭との対話より】

断続的に欠席する女子生徒が、担任と一緒に保健室に来た。女子生徒は、親に内緒で友達と推し活をしていたが、推しグッズが親に見つかってしまったとのこと。「こんなものにお金を使うなんて！」と親に怒られたし、自分の推しがアイドルだったので、結婚まで誰かを好きになったらいけない、罪だ、と言われた。推し活がダメ、好きなアイドルもダメだなんて、悲しい、と泣きながら語った。

【17歳男子高校生 ～SC との面接より】

親友が自分と話さなくなってしまった。挨拶くらいはしてくれるが、話そうと近づくと、別の友達のところに行ったりするし、仲間としゃべっているときも、自分とは目を合わせないようにしているように見える。親友の悪口を言ったことはないのに「避けられている？」「嫌われている？」と心配になる。もしかしたら、「自分の親が宗教団体に入っていて、行事参加とか押し付けられて嫌だ」と以前に話したせいかもしれない。他の仲間も、自分を嫌うかもしれないと思うと、すごく辛い。宗教活動のために大学進学や就職もできそうもなく将来が不安だ。

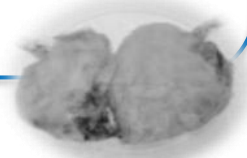
【20歳女子大学生 ～学生相談室での相談より】

両親が所属している宗教団体運営の海外の大学に留学するよう強く言われているけど、いきたくない。宗教団体とは関係ない彼氏とつきあっていることも反対されていて、嫌だなと思っている。でも、親がそう言うなら親の願いに応えるべきだし、留学も短期ならいいかなとも思ったりして、悩んでいる。

【成人男性 ～カウンセリング相談より】

【28 歳男性】職場でどうしてもうまくいかない、不真面目ではないし、それなりに仕事もこなしているつもりだが、何となく居づらくなってしまい、これまで何か所も辞めてしまった。一人暮らしをしているが貯金はほぼなく、今の会社を辞めるわけにいかない、20歳頃から一人暮らしになり、親とは連絡を取っていない、どうしたらよいかという相談であった。相談員が成育歴を尋ねたところ、物心ついた時から親の宗教に従ってきたが、次第についていけなくなった。信仰しないなら大学の学費は出さないと言われたと語った。

【34歳男性】自分では自活できる収入が得られなかったり、借金があって、やむを得ず親との同居が続いているが、それがつらいという相談もあった。



《どの領域でもさまざまなかたちの課題となって現れます》

【医療・保健】

精神科病院に通院する20代女性。抑うつ感が強く服薬中。今後の生き方を考えたいとカウンセリングも開始。心理職が話を聴いていくと「宗教活動に熱心な両親に連れまわされて、学校行事に参加できず友人もできなかった。大きくなるにつれ、親の言うことがおかしいのではと思えてきた。でも親元を離れて一人でどう生きていけばいいかわからない。頭がぼんやりして気力も出ない」と虚ろな表情で語った。

【教育】

特別支援学校のSCをしているが、このところ、通学路に宗教関係者が立っていて生徒に声をかけている様子。中等部の男子生徒が声をかけられて「運が良くなるお守り」を買ってしまった。入信届に名前を書かされそうになった生徒もいると聞いた。職員会議で話し合い、警察に届けることになったが、宗教のことはよくわからないので生徒たちにどう注意喚起していいかわかる。

【福祉】

虐待ではないかという通報を受けた対象の児童。児童相談所では、親と面談しようとするものの親は来所しなかった。家庭訪問を行うと親は不在で、子どもがおり、地味な衣服を着ていたが、体格は年齢相応と思われた。「おかあさんは？」と相談員が尋ねると、子どもは「妹を連れて、近所を回っている」と答えた。家の中をのぞくと、整頓されているものの、生活感が乏しいように思えた。机の上に、宗教団体の冊子とベルトが置かれていた。

【産業・労働】

リワークスタッフの心理職。利用者の男性が、仕事の人間関係に悩み休職していて最近、人生を成功に導くというセミナーに参加した。講師も参加者もみんな親切で褒めてくれるのでとても満足感がある。スピリチュアルなグッズを購入するように言われたり、他の参加者と一緒に集団生活をするよう勧められたりするので、宗教的なので気になる。しかし、自分のことを考えてくれているのが分かるので続けようと思うと相談された。

【司法・法務・警察】

万引きを繰り返して少年鑑別所に入所してきた男児。心理職が聞き取りを行ったところ、父親は地方に単身赴任中、母親はある宗教の熱心な信者で家を不在にすることが多いとのこと。万引きの背景には寂しさがありネグレクトの問題も考えられるが、一方で親にも信教の自由があると思われるので、どのような処遇が適しているのか判断が難しい。



2. 宗教2世が直面する問題

1 親の宗教活動への参加を強要される

熱心な保護者は、自分と同じように子どもたちにも熱心になってもらいたく、子どもたちが幼いときから宗教活動を強要することがあります。具体的には、宗教団体が開いている礼拝などや勧誘活動への参加などです。また、宗教団体の教えにそぐわない学校の行事や活動に対して、参加してはいけないと強く反対したりします。子どもたちは、本音では、集会に出るよりも友達と遊びたい、学校行事に参加して仲間と楽しみたいと思っていても、親に強く言われることに加えて、親が大事にしていることだから嫌と言えないなどと考えて、言われるままになります。

2 恋愛や交友に関して制限を受ける

宗教団体の信者である保護者は、子どもたちの恋愛や交友を監視したりします。団体によっては、恋愛や交友関係を問題視したり、団体の教義に反する状況が生じやすくなるため、制限したりしています。そのため保護者としては、信仰として容認できなかったり、信者のあるべき姿ではないなど思いやすくなったりします。これにより、子どもたちは、子どもらしい楽しい時間や、他者との信頼関係、深いつながりを経験しづらくなってしまいます。

3 経済的に困窮している

宗教団体によっては、信者の保護者はそれまでの貯金を使って、団体の物品を購入したり、団体への献金として差し出したりしているため、経済的に厳しく、食費など生活費にも事欠くこととなります。また、保護者が宗教団体の勧誘などの活動に熱心なために、社会での経済的活動が時間的に制限されることとなり、生活に必要な収入を確保できない家庭も見られます。子どもたちの健全な成長に不可欠である生活基盤が、とても不安定な状態となっています。

4 良好な家族関係が維持できない

子どもたちにとって、親との関係をどうしたらよいのかが最も悩むテーマです。宗教団体の信仰や活動に対して関わりたくない思いではあるものの、その思いを伝えたら、今の親子関係に溝ができてしまうのではないかと恐れています。そのため、自分の思いを隠したり抑制したりしつつ、親からの宗教団体に関係する話を回避することによって、親との関係を悪化させないよう維持している状況が見られます。そして、親は自分を大事にしてくれると感じた体験よりも、自分らしくあることを脅かされかねないという体験のほうが多くなったりします。特に、親を大切にしたいという思いを持つ子どもたちは、現実の親との関係について、葛藤を抱きやすくなっています。

5 ことばで SOS を出せない

子どもたちは、幼ない頃から遊びを制限されたり、学校の行事などに参加できなかったりするため、友達づきあいの経験が少なくなりがちです。また、小学生くらいになると、親との関係に違和感を覚えたり、納得いかずモヤモヤ感を持ちます。ただ、こうした状況を友達に説明するための言語力や自己認知は、事態の複雑さと相まって、十分獲得されていなかったりします。さらに、成長に合わせて、親の宗教やその家族の一員である自分自身がどう思われるのか、不安を覚えたりします。子どもたちは、親が信者だが自分は納得していない、という状況を友達に話せないまま、友達のほうも距離を置くようになっていたりして、学校や友達の中に居場所がなくなりやすくなります。子どもが発していることばにならない SOS を早くキャッチすることが大切です。

6 入信を強く促される

高校生や大学生といった成人年齢の前後になると、親から宗教団体への入会だけでなく、自分の信仰として受け入れ^て信者となることを迫られます。特に、団体によっては大学への進学自体を認めず、宗教の教義に沿った人生を送るよう強要されたりします。それまで避けていたテーマに対して、親の意向に沿った回答を強く求められるだけでなく、親の意向に背いた場合はどのような反応が起こるのか、どのような処罰になるのか、怯えつつ答えなければなりません。親を落胆させたくない、あるいは親の願いを大切に^しなければ、などの思いもあることでしょう。しかしながら、子どもたちの自由意思を尊重する状況は往々にして見られず、そのような状況下での子どもたちの葛藤と苦しみは耐え難いものとなります。

7 宗教から離れることができない

入信させられた後にも、「宗教の教義に沿った生き方をしたくない」という自分の思いを伝える子どもたちがいます。しかし、熱心な親は、それはあり得ない、と決めつけてしまいがちですし、さらに、子どもたちに宗教団体の活動や行事参加を強く求めたりします。一方、子どもたちにとって離脱は、それまでの信者コミュニティを離れることであり、宗教団体での友人や居場所の喪失を意味します。学校や地域での居場所を獲得できていない子どもたちにとっては、苦しみを伴う決断となりやすくなります。

8 宗教から離脱する際に起こる問題

ひとたび宗教から離れてもこれまでの理想や価値基準、居場所等、多くの喪失を伴います。信仰に従順であることが求められ、教義に基づく思考や行動様式が心身に刻みこまれていて、自分の気持ちや自由意思は否定され続けていたため、感情や欲求を自由に抱くことに対して罪悪感を持ちやすく、「脱会後の特徴的な心理状態」※を呈することもあり、脱会後の生きにくさは深刻です。

また、学校や社会などのコミュニティでは、周囲との価値観の違いや社会経験の乏しさから孤立しやすく、自立に困難を伴います。例えば、社会常識が身についていないことから、人との自然な交流の仕方がわからなかったり、生活に必要な契約を行う際に、保証人になってくれる知人を見つけられなかったりします。履歴書の職歴にブランク時期があったり、転職が多いなどで、就職に苦労することもあります。

9 離脱後に起こる家庭の問題

離脱しても親などから、宗教に戻ることを繰り返し強く迫られることもあります。そのため、離脱すると家族との関係も途切れてしまい、脱会した決断が揺らいだり、「宗教に戻れば、家族や仲間との関係が元に戻れるが…」などと一人で悩むこともあります。

また、子育ての際には、養育の仕方がわからず悩んだり、「自分がされたひどいことを自分もしているかもしれない」など不安を感じたり、自責的になったりします。地域で相談しようと思っても、自分の常識が足りないと思われぬか、宗教団体について話すことにならないか、という不安から相談できなかったり、養育について自治体などに相談できることを知らないといった状況も見られます。

※「脱会後の特徴的な心理状態」とは

「自分で選択する」「自分を大事にする」という感覚ややり方がわからなかったり、「自分は価値がない」と自己価値を強く貶めていたり、「教えに背いた裏切り者に天罰が下るのではないか」といった不安や恐怖を絶えず抱いたりします。このような状況が継続すると、離人感やいつも夢の中にいるような感覚があると感じたり、現実感覚が乏しくなるなど、時にはPTSDに似た症状を呈することもあります。



3. 相談員が陥りがちな不適切な対応をめぐって

1 「親や家族とよく話し合うように」といった対応

子どもたちは、家族と話し合うことが難しいと十分認識しています。親が頑固だから、暴言を言われるから、だけではなく、その背景に信仰心があるゆえに、親の考えが揺るがないと解っているためです。そして、親のこうした姿勢は生活の隅々で見られ、その都度、子どもたちは親の意向と違う意見は認めてもらえないことを経験しています。

2 「行きたくないと親に言って良いし、自分の意志で辞めても良い」といった対応

子どもたち自身も、行きたくないし、辞めたいと思っています。でも、それが許されない環境であるため苦しくなっています。子どもたちは、たとえ親の信仰がおかしいと感じていても、親に逆ったら生きられない、親からの愛情あるいは家族との繋がりを失いたくないと思ったり、自分が信仰しなかったら親が幸せになれないかもしれないと考えて、親の言う通りにしないといけない、辞められないと思ったりしています。一方、親は、自分が信じている宗教を子どもは引き継ぐべきと考えるだけでなく、辞めることは許されない、もし辞めたら良くないことが起こるなどと信じ込んでいたりします。そのため、子どもたちの意思は尊重されず、ややもすれば強要されている実情であり、深刻な事態が考えられます。

3 「親の宗教は問題だ、信じている親はおかしい」といった対応

子どもたちは、宗教や親を批判されると、苦しみを覚えやすくなります。子どもたちにとっては、団体は自分が生まれた時から当たり前にあり、それを完全に否定されることは悲しく、自分の存在の一部を否定されるように受け止めたりします。また、他の親のように、自分の親も良いと思うものを自分に与えていたので、全てが問題と決めつけてほしくない、などとも思ったりしています。さらに、自分を保護してくれているはずの大切な親を、先生は受け入れてくれないんだ、などと感じるかもしれません。安易な批判あるいは侮蔑的な表現を控えるよう心がけましょう。

また、相談員が「私が親と話してみようか」といった対応は、子どもの意思を確認し慎重に行う必要があります。子どもは親や宗教のことを相談員に相談したことを、親に知られるのを恐れている場合もあるからです。



4. 対応の基本的考え方

1 全体像をとらえる

本人はたくさんの悩みを抱えていますので、通常のケースと同様に、全体像をとらえることが重要です。例えば、一連の経過や家族の状況、一番の問題あるいは困っていることなどを、把握することです。特に家族状況では、両親や祖父母などの家族のうち、宗教団体と信仰について、誰が熱心で、誰がそれほどでもない、または反対しているのかを把握しておくことは、今後の支援に役立つと思われます。また、本人が宗教団体と信仰のことで一番困っている場合、本人が関わりたくないのに、親から強制されているため困っている、宗教団体を辞めたいという状況のほかに、入会のままでかまわないが宗教活動からは適度な距離を取りたい、親との距離感をどのように作っていったらよいのか悩んでいる、といった状況も考えられます。家族とのつながりを失いたくない思いや不安があるかもしれない、といった配慮のもとで、全体像の把握をします。

2 誠実に傾聴する

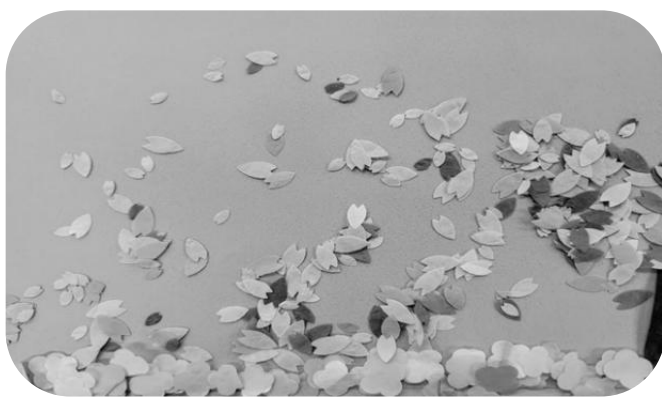
子どもたちは、虐待を受け続けてきたことが多く、とても繊細で傷つきやすい心的状況です。そうした子どもたちに対して、私たちは、誠実であることや、これまで苦しみ悩みながらもけなげに生きてきたことを忘れず、その生きざまに敬意をもって、心をこめて傾聴したいと思います。子どもが親を強く非難することがあっても、相談者はそれを受け入れながら話を聴くことが必要です。

また、子どもたちは、物事に対して決めつけやすい傾向も見られます。団体の認知枠※による影響もあいまって、相談員があいまいな表現を用いると、子どもたちが相談員の意味とは異なって受け取ったりすることがあります。そのため、子どもたちに誤解が生じないよう、表現や言葉使いに注意する必要があります。私たち自身の非言語的コミュニケーションや無意識の在り方、価値観を見つめておいたほうがよいでしょう。

そして、相談員の私たちが誠実に向き合い続けることが重要です。これによって、子どもたちは、自分の悩みがおかしい、個人的なことで取るに足らない、など言われるものではないんだ、と思ってくれることでしょう。子どもたちには、大人や社会には自分の声を聴いてくれる人たちがいるんだ、信頼できるんだ、と心から感じてほしいと願っています。

※団体の認知枠とは

宗教団体から、例えば、自分たちは正しく、外の世界は間違っていると強く思い込まされているため、敵か味方かという二者択一の世界観になりがちです。



3 丁寧に配慮しながら具体的に聴く

子どもたちの生活状況や家庭の様子について尋ねて、細やかな情報を把握することが必要となりますが、その際、できるだけ、場面を具体的に話してもらうことが大切です。例えば、日曜日に連れていかれる場所はどんなところか、親に何と言われているのか、などです。これによって、背景に宗教的な問題が関連しているかどうかを判断しやすくなります。ただし、子どもたちは、親について話すことにためらいを感じていることも考えられます。親のことを悪く言いたくない気持ちもあり、話そうとしない場合があるかもしれません。子どもたちが悩んだり辛くなったりした状況について、具体的にひとつずつ尋ねながら、無理をさせず、ゆっくり、聴いてみてください。

4 適切にアセスメントする

児童生徒自身の様子、特に、年齢をふまえての発達の度合いはどうか、話し方や情緒面、自我の強さ、学校での適応などに留意します。その際には、虐待の見極めが参考になると考えられます(文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」)。明らかな外傷や栄養失調、あるいは不適切な身なりや不衛生といった状態のほか、欠席遅刻早退が多い、学校から帰ろうとしない、反対にいつも家に急いで帰る、学校行事や移動教室、誕生会、クリスマス会、地域の祭りへの不参加、年齢にそぐわない丁寧な言葉使いをする、先生を独占しようとしたりスキップを強く求めたりする、友達関係がうまく作れない、などの様子が見られる場合があります。学校では三者面談の時に進学や自立のテーマから問題を見つけられることもあります。また、自殺願望を持つ子どもや、兄弟の自殺を経験する子どもも少なくありません。

5 子どもの人権を守る・虐待防止の視点から対応する

子どもたちを虐待から守ることは、心理職として大変重要です。ただ、宗教問題が絡んでいる相談に対して、ややもすると、そのようなテーマには関わりにくいという判断をしやすく、子どもたちの悩みに対して耳を傾けにくくなったり、子どもたちを囲む家族の状況に対してバイアスがかかりやすくなったりしがちです。結果として、子どもたちを突き放すことにもなりかねません。子どもたちは、家族に話せない、話しても理解してもらえないといった状況を抱えていることが考えられ、子どもたちにとっては、親が解ってくれないから、先生(相談員)に話しているのに…と思いやすくなることでしょう。子どもによっては、大人は受け止めてくれないんだ、など社会への不信感を抱くかもしれません。

虐待の背景要因と思われる宗教的テーマについては、背景要因として解決すべき、というよりも、子どもたちがどのような被害を受けているのか、という虐待防止の視点で理解すべきです。また、子どもたちは守られるだけでなく、教育を受けたり遊ぶ権利、社会参加の権利、信教の自由の権利を有しているのであり、子どもの人権問題であると認識する必要があります。



5. 連携協働のあり方

1 チーム学校としての対応(管理職教員への報告等)

児童生徒が宗教的背景のもと悩んでいると思われた場合、管理職の教員へ報告と相談を行ってください。SC が一人で抱え込まないことが大切です。注意すべき点は、情報共有することについて児童生徒の了解を得ること、児童生徒が情報共有しないよう希望した場合は、心配と思う内容を話題にしなが懸念が収まるのを待って、本人を守るためであることを伝えて丁寧に了解を得るようにします。そのうえで、学校全体で組織的に対応することが重要となります。管理職教員の指導のもと、SC や学級担任、学年主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー(SSW)などと、事実関係など情報を細やかに整理します。その後、場合によっては情報を管理職から関係機関へ連絡・通告することとなります。

2 学生相談における対応(学生相談室長への報告等)

学生相談室に来ている学生の悩みが、社会的に問題のある宗教が関わっていると考えられる場合、相談員であるカウンセラーは、学生の了解のもと、学生相談室長に報告と相談を行ってください。学生は法的には成人であるものの、宗教的背景による虐待がうかがえる状況に対して、国は「18歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要」と述べています(厚生労働省「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & A」)。カウンセラーは、学生が抱えている課題とともに、学生の希望は何か、自立援助が必要な状況かなどを確認し、学生の担当教員あるいはゼミ教員、学生課とも連携を進めることが必要となります。また、学生の状況によっては、福祉事務所等の関係機関への繋ぎなどを、相談室長と相談しながら実施することも重要です。高等教育機関ではこれまでもいろいろな団体からの活発な勧誘活動が行われており、全学的な対応が求められています。

3 成人に対する対応(各種機関との連携)

成人の場合、宗教的背景による虐待を幼少期より受け続けたために、その影響が慢性化あるいは重症化している可能性が考えられます。クリニックのカウンセラーなどの心理職は、相談者の訴えのもと、時間をかけながら、自己肯定感の獲得とともに、他者との関係性、認知の偏りなどを見直して、相談者の心理的安定やアイデンティティの確立と安定を目指すことが重要となります。本人が独立生活をしているか、親と同居しているかどうか、課題を捉える入り口になることもあります。それにより連携協働の方法もさまざまです。

一方、相談者のなかには、職場で居づらくなったり、転職を繰り返したりしていて、社会での経済的活動が順調でない方々もいます。そのような要因としては、上記の心理的な課題のほか、ソーシャルスキルやコミュニケーション力の不十分さの影響も考えられます。相談者と話し合っ、職業訓練などの支援制度を活用できるよう、専門機関との連携を進めていただけたらと思います。また、相談者によっては、カウンセリング費用の負担が経済的に大きいため、面談の回数を減らそうとすることがあります。心理的問題の改善とともに、生活基盤の安定についても相談者と一緒に検討していただき、自立相談支援窓口や地元の福祉事務所と協力して、相談者の生活をサポートしてください。

ほかにも相談者が、元信者と話してみたい、教団の実態を知りたい、教義や活動の影響を教えてほしいなどを希望することもあります。その際は、心理職から宗教関連の相談窓口(次頁参照)に連絡をとり、紹介を受けた相談対応者や団体と連携を図ってください。

6. 相談窓口・参考資料

相談窓口

- ・[法テラス 霊感商法等対応ダイヤル](#)
- ・[消費者ホットライン「188」](#)
- ・[こどもの人権110番](#)
- ・[全国統一教会被害対策弁護団](#)
- ・[全国霊感商法対策弁護士連絡会](#)
- ・[エホバの証人問題支援弁護団](#)
- ・[カルト問題キリスト教連絡会](#)
- ・[真宗大谷派青少幼年センター](#)
- ・[日本臨床心理士会 定例電話相談](#)

参考資料

- ・[文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」](#)
- ・[厚生労働省「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & A」](#)
- ・[こども家庭庁「こども大綱」](#)
- ・[日本弁護士会「宗教等二世の被害の防止と支援の在り方に関する意見書」](#)
- ・[子ども家庭庁による宗教の信仰を背景とした虐待調査の発表\(2024年4月26日 NHK\)](#)
- ・[一般社団法人社会調査支援機構チキラボ](#)
- ・[一般社団法人陽だまり](#)
- ・[宗教 2 世問題ネットワーク](#)
- ・[JSCPR 日本脱カルト協会](#)

参考文献・DVD

- ・江川紹子(2019)「カルトはすぐ隣に」岩波ジュニア新書
- ・紀藤正樹(2012)「マインドコントロール」アスコム
- ・紀藤正樹(2022)「カルト宗教」アスコム
- ・日本脱カルト協会編(2014)「カルトからの脱会と回復のための手引き(改訂版)」遠見書房
- ・日本脱カルト協会編 DVD(2015)「カルトーすぐにそばにある危機」
- ・西田公昭(1995)「マインドコントロールとは何か」紀伊國屋書店
- ・櫻井義秀他編(2012)「大学のカルト対策」北海道大学出版会



臨床心理士のための 宗教カルト関連心理相談ガイド

発 行 2024 年 12 月
作 成 一般社団法人日本臨床心理士会
宗教カルト関連心理相談検討ワーキングチーム

発行者 一般社団法人日本臨床心理士会
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-8-401
Email: office@jsccp.jp
URL: [一般社団法人 日本臨床心理士会](http://www.jsccp.jp)

*本ガイドブックの著作権者に無断での譲渡・貸与・転載・複製・インターネットへの配信等（ブログ・SNS・動画サイト等を含む）をすることは、法律により禁止されています。十分ご注意ください。